

日医発第 2175 号(法安)(健Ⅱ)

令和 5 年 2 月 16 日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会 常任理事

細川 秀一

釜 菴 敏

(公 印 省 略)

死因究明を行うための体制整備の推進について（周知依頼）

今般、厚生労働省医政局死因究明等企画調査室ならびに新型コロナウイルス感染症対策推進本部より、死因究明を行うための体制整備の推進について、別添のとおり、各都道府県等衛生主管部（局）宛に事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれまして、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係機関等への周知につきましても、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和5年2月8日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局医事課死因究明等企画調査室
新型コロナウイルス感染症対策推進本部

死因究明を行うための体制整備の推進について（依頼）

日頃より、死因究明等推進施策の推進に多大なる協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）宛て通知しましたので、その趣旨を御了知いただくとともに、貴管下の関係団体及び関係者に対する周知、協力方よろしくお願いいたします。

事務連絡
令和5年2月8日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課死因究明等企画調査室
新型コロナウイルス感染症対策推進本部

死因究明を行うための体制整備の推進について（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素よりご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

国民が安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に向けて、死因究明の推進は重要であり、これまでも死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号。以下「基本法」という。）等を踏まえ、取り組んでいただいているところです。

基本法においては、国及び地方公共団体は、死体の検案及び解剖等の実施体制の充実に必要な施策を講ずるものとされており^{※1}、新型コロナウイルス感染症など新興感染症による死亡が疑われるが明らかでない場合も含め、検案を行った医師が必要と認めた場合には、死因究明のための検査や解剖が適切に実施できるよう体制整備^{※2}の推進が重要です。

引き続き、死因究明等推進地方協議会など関係機関と連携し、死因究明を行う体制整備について取組の推進をお願いいたします。

なお、検査や解剖等にかかる費用は異状死死因究明支援事業等の補助事業も活用できますので、ご検討ください。

※1 基本法（抄）

第14条 国及び地方公共団体は、医師等による解剖が死因究明を行うための方法として最も有効であることを踏まえつつ、医師等が行う死因究明が正確かつ適切に行われるよう、医師等による死体の検案及び解剖等の実施体制の充実に必要な施策を講ずるものとする。

※2 体制整備のイメージは別添参照。

【連絡先】

<死因究明施策全般、異状死死因究明支援事業に関すること>

厚生労働省医政局医事課死因究明等企画調査室

TEL：03-5253-1111（内線4418） Mail：shiinkyuumei@mhlw.go.jp

<新型コロナウイルス感染症に関すること>

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

TEL：03-5253-1111（内線8133）

(別添)体制整備のイメージ

※あくまでイメージ。実際の運用は地域の状況に応じて構築。

